

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三誠会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3)報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (4)費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 この法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 理事に対する報酬は、一人あたり各年度の報酬総額が3万円を超えない範囲で、別表1に定める額を支給する。

- 2 監事に対する報酬は、一人あたり各年度の報酬総額が6万円を超えない範囲で、別表2に定める額を支給する。
- 3 評議員に対する報酬は、別表3に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 役員及び評議員がその職務の執行をしたとき、または職務のために出張したときは、その費用を弁償する。

- 2 前項の弁償する費用の種類及び額は別表4のとおりとする。
- 3 この法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員については、職員給与規定に従う。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、必要の都度、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。但し、

本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則 1 この規程は平成30年6月27日から施行する。

- 2 平成2年8月28日制定「社会福祉法人三誠会・費用弁償規程」は廃止する。

別表1 理事の報酬

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

別表2 監事の報酬

	日額
監事監査、理事会、評議員会等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

別表3 評議員の報酬

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

※別表1～3の日額については、いずれも源泉徴収額を差し引いた金額

別表4

種類	交通費	宿泊料	食卓料
金額	実費	15,000円	2,500円